

鳥取労働局発表  
令和3年11月17日(水)

|    |                 |
|----|-----------------|
| 担当 | 鳥取労働局労働基準部賃金室   |
|    | 室長 今井 敏仁        |
|    | 室長補佐 野口 聡       |
|    | 電話 0857-29-1705 |

## 鳥取県特定最低賃金の改正

### — 「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 最低賃金が12月17日から16円引き上げられます」 —

鳥取労働局(局長 いしだ さとし 石田 聡)は、鳥取地方最低賃金審議会(会長 さとう まさし 佐藤 匡 鳥取大学地域学部 准教授)から「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業(以下「電子部品等製造業」という)」の最低賃金引上げについて答申を受け、答申どおり改正する旨の決定を行うとともに、令和3年11月17日(水)に官報公示を行いました。

これにより「電子部品等製造業」に係る特定最低賃金は、令和3年12月17日(金)から新しい最低賃金額が適用されます。

鳥取労働局においては、県下の各労働基準監督署・公共職業安定所(ハローワーク)とともに、関係機関等にもご協力をいただきながら、改正後の最低賃金の周知徹底に努めてまいります。

| 特定最低賃金が適用される業種                    | 最低賃金額(1時間)  |      | 効力発生日      |
|-----------------------------------|---|------|------------|
|                                   | 現行  | 改定後  |            |
| 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 | 809円  | 825円 | 令和3年12月17日 |
| 各種商品小売業                           | 令和3年10月6日から「鳥取県最低賃金821円」が適用されます。(令和3年11月現在、改定が行われていないため。) |      |            |

\*特定最低賃金は、特定の産業の関係労使が労働条件の向上又は事業の公正競争の確保の観点から、その産業の基幹的労働者について、地域別最低賃金より金額水準の高い最低賃金を必要と認める場合に、その労使の申出により設定されているもので、鳥取県では上記2業種の事業場で働く労働者に適用されます。

なお、従事される仕事や年齢によって適用が除外される労働者もいます。適用が除外される労働者には、鳥取県最低賃金「時間額821円」が適用されます。

## 1 鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 最低賃金の改正の推移について

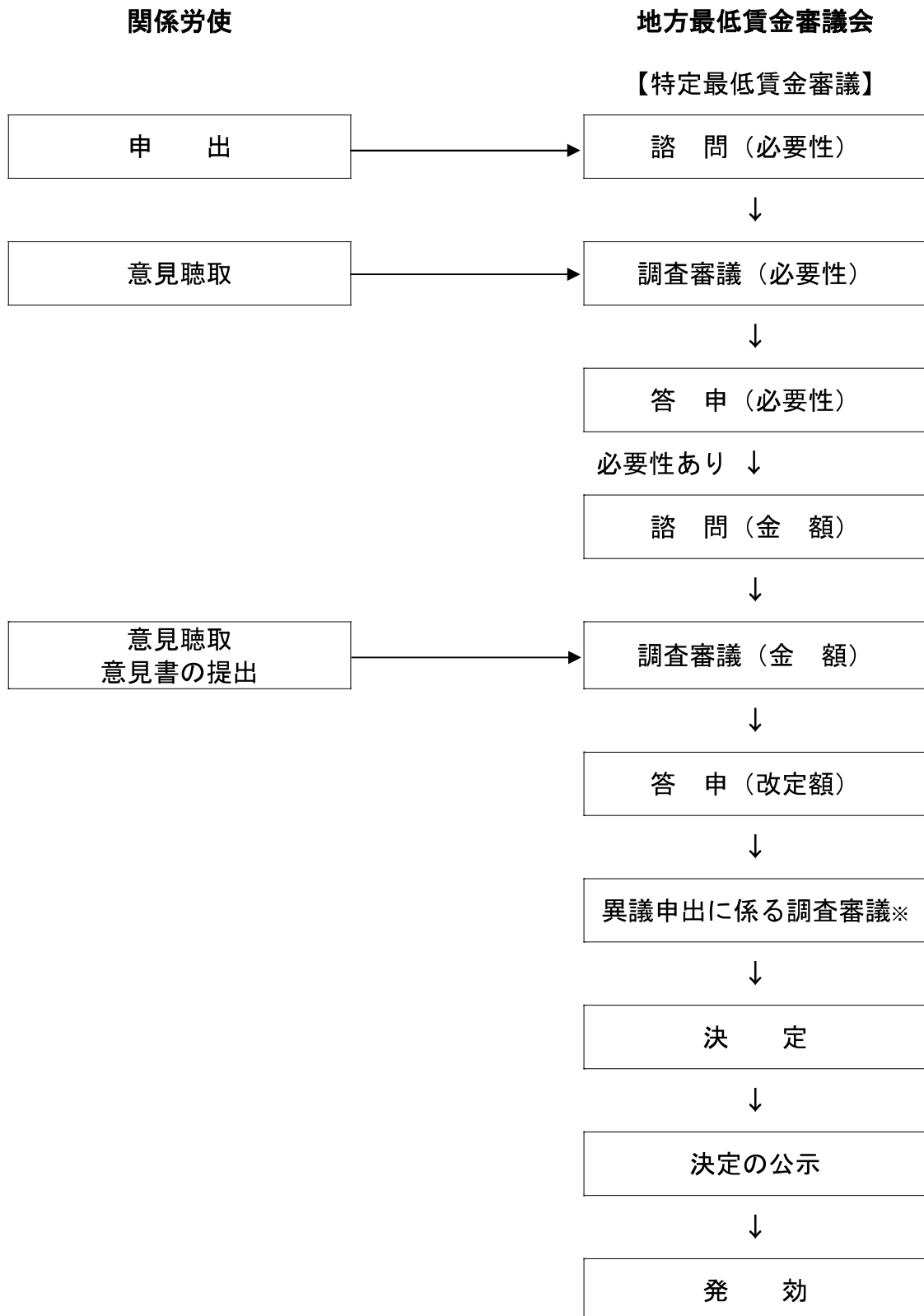
|      | 平成29年度     | 平成30年度      | 令和元年度      | 令和2年度      | 令和3年度      |
|------|------------|-------------|------------|------------|------------|
| 時間額  | 774円       | 790円        | 807円       | 809円       | 825円       |
| 引上げ額 | 10円        | 16円         | 17円        | 2円         | 16円        |
| 引上げ率 | 1.31%      | 2.07%       | 2.15%      | 0.25%      | 1.98%      |
| 発効日  | 平成30年1月11日 | 平成30年12月28日 | 令和元年12月28日 | 令和2年12月30日 | 令和3年12月17日 |

## 2 特定（産業別）最低賃金の適用を除外する労働者について

次の労働者については、特定（産業別）最低賃金の適用が除外され、鳥取県最低賃金（時間額821円）が適用されます。

- ① 18歳未満又は65歳以上の者
- ② 雇入れ後6月未満の者であって技能習得中のもの
- ③ 清掃又は片付けの業務に主として従事する者
- ④ 「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」については、手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う「組線」、「取付け」、「包装又は箱詰め」の業務に主として従事する者

## 特定最低賃金の改正手続の流れ



※ 関係労使からの異議申出があった場合に開催